

平成 21 年度予算編成方針

日本経済は、バブル崩壊後の長い低迷から脱して、緩やかながらもいざなぎ景気を超えるという戦後最長の景気回復が続いてきたが、昨年の米国サブプライム・ローン問題に端を発した金融不安、世界同時不況により、経済の先行きは当面、弱い動きが続くものとみられ、さらに今夏に表面化した米国における金融危機や株式・為替市場の変動などから、景気がさらに下振れするリスクが存在するといわれている。

平成 21 年度は、このような経済状況から、法人市民税が前年度当初予算比 1 割近くの減収が見込まれ、その他の税についても概ね減収になると見込んでいる。また、大阪府財政再建プログラムにより、一部が交付金化されるとしても府支出金が減収となることは間違いない状況である。歳入については来年度だけでなく、現行制度上、臨時財政対策債は平成 21 年度までの発行、企業誘致条例増収分は平成 22 年度まで、また公共下水道事業特別会計における資本費平準化債の発行は平成 21 年度を限度としており、あわせて 30 億円程度が減収になると予測される。

歳出においても実質公債費比率が平成 18 年度の 25.7%から平成 19 年度は 13.9%と大幅に改善したが、これは公債費等から差し引く特定財源に都市計画税が充当可能となったことによるもので、市債残高自体が減少した訳ではない。元利償還金が財政を圧迫するという本市の財政構造には変わりなく、極めて厳しい財政状況にある。

そこで、平成 21 年度予算編成方針は、単年度の収支均衡を図ることはもとより、今後の財源不足を見据えて、普通建設事業費を除いて平成 20 年度当初予算比 3%カットを最低限の目途とする。経常的経費については部局ごとの枠配とし 3%カットを達成すること。新規、拡充事業については、行政評価基本方針に沿って事業のシフト等、原則、財源確保するものとする。少子高齢化の本格化に伴い増加する社会保障関係費の財源を確保し、緒についた財政の健全化を確かなものとするため、限られた財源の重点配分と経費支出の効率化に徹するものとする。

1 基本的事項

- 平成21年度の予算要求は下記により要求すること。
 - ① 既存の事務事業については、普通建設事業費を除いて前年度当初予算比9.7%以下の金額に抑えるとともに、見直しを行うことにより節減努力を行うこととし、複数の部課で類似の事業を実施している場合は、関係部課間で十分に意見調整を行い、事業を統合するなどにより効率性の向上を図ること。
 - ② 新規事業は事務事業評価シートを政策推進課に提出することとし、評価結果に基づき査定するものとする。
- 行財政改革第3次実施計画新アクションプラン（集中改革プラン）の項目について着実な実施を確保する要求とすること。
- 当初予算は、その年度の全ての歳入歳出を計上する「総計予算主義」の原則で編成するものである。したがって法令等の改正を含め、見込み得る全ての歳入歳出について関係機関と十分連絡調整して予算計上することとし、年度途中の増額補正措置は、原則として行わないこと。
- 財政の健全性、効率性に留意するとともに、国・府・市間の経費の負担区分については法令等に準拠して明確化をはかり、超過負担とならないよう財政秩序の確立に努めること。

2 歳入に関する事項

歳入の根幹である市税収入は、平成19年度決算にて2年連続で増加し、ピーク時の平成9年度に次ぐ水準にまで回復している。しかし、今後の景気の先行き不透明感もあるため財政状況はまだまだ厳しい状況が続くと考えられる。したがって使用料や手数料などの受益者負担を求めるべき性質の施設については維持管理に見合う料金設定により、自主財源の確保を積極的に図り適正額を計上すること。

- 使用料、手数料については受益者負担・利用者負担の原則に基づき、費用対効果の検討を行い、料金改定後3年を経過したものについては適正な料金となるよう改定を行うこと。
- 国府支出金については、漫然と従来の実績を計上することなく、関係機関と連絡を密にし、最新の情報により確実性のある額を計上すること。特に大阪維新プログラム案で21年度以降、見直しの対象となっている項目については、十分に精査したうえで予算計上すること。なお、財務規則第13条第2項において、国府支出金などの特定収入に財源を求める事業については、その収入を得る見通しがたった後でなければ支出負担行為をしてはならないとされており、さらに、第3項で、前項の収入が歳入予算に比して減少し、又は減少するおそれがあるときは、歳出予算の当該経費を縮小して執行しなければならないとされているので留意すること。
- 市債については、元金償還金以内に市債発行額を抑制することとしているため、予算計上にあたっては事前に財政課と協議すること。

3 歳出に関する事項

平成21年度の予算要求は、行財政改革第3次実施計画新アクションプラン（集中改革プラン）の項目について着実な実施を確保する要求とすることを原則とする。また、その他の事業についても、一定の見直しを行うことにより節減努力を行うこと。

- 人件費
時間外勤務手当は、総時間数を前年度予算以内とし、事務の見直しを行うことにより削減を図る。
- 賃金
過去の実績にとらわれず雇用の必要性について再検討し、繁忙期に限定するなど雇用人数の削減、雇用期間の縮減を図る。
- 報償費
記念品、啓発物品は精査し必要最小限とする。

- 旅費
人事課所管予算を除き、市が実施または関与する研修や視察は日帰りとする。
定例的な総会や大会で宿泊を要するものは、本市が役員や他市の代表となっていない場合は出席を自粛する。
 - 食糧費
会議賄いは原則廃止する。
国府、他市町村の視察等で職員は会食をともにしない。
 - 印刷製本費
白書、年鑑などの各種刊行物は、ホームページ上での掲載を基本とし、印刷については保存用のみとする。
ポスター、チラシは市内印刷、外注を問わず精査し、必要最小限とする。
発注は計画的に行い、部単位で集約するなどして財務規則で定める随意契約できる金額でも、できる限り入札を行うこと。
 - 修繕料
必要最小限にとどめ増加を抑制すること。
 - 委託料
原則として入札により契約すること。特段の理由で随意契約を行う場合は、委託の仕様の見直しや契約単価の引き下げにより契約金額の削減を図ること。
 - 備品購入費
原則として既存の備品の老朽化による買い替えのみとする。
- (10) 報酬、時間外勤務手当、賃金
人事課査定とする。
- (11) O A機器の新規及び更新
情報政策課のヒアリングを受けること。
なお、機器の更新は5年間のリース終了後2年間使用した後に要求する。

4 特別会計に関する事項

特別会計の編成にあたっては、一般会計の編成に準じて行う。

特別会計の運営は「会計独立の原則」に立ち、その健全性を保持しつつ事業目的を達成するための合理的管理が必要である。その主体性を失うことなく、いたずらに一般会計からの繰入金に依存することのないよう認識を新たにし、積極的に歳入の確保を図り、健全経営に努めること。

5 平成21年度経常経費について

平成19年度決算においては、経常収支比率が94.9%と改善しているが、企業誘致条例による歳入の確保、資本費平準化債発行による繰出金削減の影響が大きく、今後も経常経費の増加をできる限り抑制し、財政の健全化に努めなければならない。そのため、平成21年度経常経費においては事務事業評価の活用と一定の見直しを行うことにより節減努力を行うこととする。また平成20年度当初予算比3%減額となっていない経費があれば、経常経費といえども総務部長査定の対象とする。

- 前年度予算額97%以下の金額に抑えることとし、以下のことを遵守すること。
なお、前年度担当課もしくは担当部内予算総額の97%の範囲内における金額の組み換えは可能とする。
 - ① 報償費(報酬に準じるもの)、委託料(人件費の要素の強いもの)については、後年度において経費の縮減を図ることが難しいので増額を行わないこと。
 - ② 扶助費については、決算見込額等を精査し必要額を計上すること。この場合年度末において不用額が多額にならないよう精査すること。
 - ③ 賃金、旅費等見積もり単価の設定のあるものについては、予算積算資料による単価とする。